

答 申 書
(答 申 第 345 号)
令和3年(2021年)12月22日

1 審査会の結論

北海道警察本部長が、開示請求に係る公文書について、その一部を非開示としたことは、妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

別紙のとおり（省略）

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「微罪処分の指定罪種、適用範囲、処理手続を定めた文書」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部長（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、微罪事件の処理について（通達）（令和2年3月27日付け道本刑第4683号）（以下「本件公文書」という。）を対象公文書として特定し、本件公文書に記録された情報の一部が、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第2項第2号に規定する非開示情報（以下「2項2号情報」という。）に該当するとして、令和3年4月8日付け道本刑（法）第2号で公文書一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件処分を取り消し、本件公文書の全部を開示することを求めていることから、以下本件処分の妥当性について検討する。

(3) 2項2号情報該当性について

ア 条例第10条第2項は、実施機関が公安委員会又は警察本部長である場合の当該機関の開示義務及び非開示情報を規定している。同項第2号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報を非開示情報として定めており、その例示として具体的な5つの類型を掲げている。

「支障が生ずるおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報」としたのは、開示、非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなど公安委員会及び警察本部長が所掌する事務の特殊性から、司法審査の場においては、裁判所は公安委員会又は警察本部長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かについて審理・判断するのが適当であるという趣旨であり、同号を適用して非開示とするときは、単に「捜査の関連情報である」、「秘密文書である」などの抽象的、形式的な理由では足りず、「支障が生ずるおそれがある」具体的かつ実質的な理由を明らかにすることが必要であるとされている。

イ 請求人は、実施機関が2項2号情報に該当するとして非開示とした部分について、概ね次のとおり主張する。

(ア) 微罪処分（当審査会注：刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第246条ただし書の規定に基づき司法警察員が捜査した成人の刑事事件のうち、犯罪事実が軽微であり、かつ、検察官から送致の手続を採る必要がないとあらかじめ指定された事件について、検察官に送致しない処分をいう。以下同じ。）の適用罪種（以下「指定罪種」という。）に関する情報は、検察官が指定した罪種を記載しているだけであり、検察官がそのような指定をすることができることは、同

法に明記されていることであるから、秘密にすべき捜査の手法、技術又は体制とはいえない。

また、同条は、全件送致主義の例外を定めているにすぎず、警察に対し、送致することを禁じるものではなく、微罪処分の指定罪種であっても、警察の判断で送致することに問題はなく、被疑者は、微罪処分にすべきと主張する権利がないことから、指定罪種を明らかにしたとしても、警察の捜査に支障が生じ、公共の安全が害されるということは考えられない。

なお、法務省が作成する平成 30 年版犯罪白書の中では、特定年齢層の刑法犯のうち、微罪処分の件数が罪種別に記載されており、政府が、指定罪種を公表することが公共の安全を害することになるとは考えていないことは明らかである。

(イ) 指定罪種以外の非開示部分には、被害額や被疑者の前科前歴など微罪処分の個別具体的な適用要件に関する情報及び警察官が捜査すべきポイントが記録されていると思われる。これらの情報は、一般情状を多少詳しく列挙したものにすぎず、条例第 10 条第 2 項第 2 号で規定する捜査の具体的な手法とまではいえない。そして、犯罪捜査規範（昭和 32 年国家公安委員会規則第 2 号）で定められている捜査の留意事項や捜査の心構えと比較しても、非開示としなければならないほどの具体的な捜査手法と呼べるものとは思えない。

(ウ) 同号が実施機関の判断を第一次的に尊重する趣旨であることは否定しないが、その裁量権の範囲には限界があり、およそ情報公開審査の対象外であるかのような主張は、条例の理解としては正しくない。

具体的な捜査手法に関連する情報等については、実施機関の判断を尊重せざるを得ない面があることは理解できるが、捜査手法と直接関係のないものまで広範な裁量が認められるというのは不合理である。

ウ 実施機関は、2 項 2 号情報に該当するとして非開示とした部分について、概ね次のとおり主張する。

(ア) 本件公文書は、実施機関から北海道内の各警察署長あてに発出された通達である。その内容は、微罪処分の指定罪種、被疑者の属性、犯行の態様、被害の程度などの具体的な適用範囲のほか、処理手続、運用及び処理上の留意事項として、微罪処分を行うに当たり、考慮すべき事項や判断基準、着眼点といった具体的な捜査要領が記載されている。

(イ) これらの情報を開示することにより、微罪処分を適用する具体的な基準が明らかになり、これを了知した者が、一定の犯罪は微罪処分として扱われると考えて犯行に及ぶなど新たな犯罪を誘発するおそれがある。

また、微罪処分の基準の範囲内であれば、処罰されないという判断から、被疑者が被害者及び関係者等に対して、自己に有利になるような虚偽の申告を求めるなどといった不当な働きかけをするおそれがあることに加え、当該基準に依拠して、実際よりも軽い態様であったとする虚偽の申立てや弁解を誘発して否認を引き起こすおそれがある。

さらに、被疑者が微罪処分に該当しないことを察知した場合には、逃走又は罪証隠滅を企てることを誘発するなど、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められる。

(ウ) 請求人は、法務省が作成し、及び公表する犯罪白書の記載内容を一つの理由として、指定罪種に関する情報は非開示情報の要件を満たさないと主張するが、微罪処分とした事件について、一月ごとに一定事項の報告を受ける検察官と、事件の現場において被疑者と対峙し、捜査や事実認定を行って微罪処分の是非を判断する警察とでは、仮に同一の情報であったとしても、当該情報の持つ意味合いや当該情報の開示の判断が異なることはあり得ることであり、実施機関においては、指定罪種を含め、微罪処分の基準が明らかになるような情報は公にしていない。

エ 条例第 10 条第 2 項第 2 号が「公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報」という規定の仕方をしていることから、同号該当性の判断に当たっては、同項各号で規定する他の非開示情報と異なり、犯罪等の予防に関する将来予測等について専門的・技術的判断を

要する司法警察活動に係る事務の特殊性を踏まえつつ、実施機関の判断が合理性を持つものとして許容される限度内のものである否かについて検討することとする。

当審査会において、北海道情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年北海道条例第7号。以下「審査会条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、本件処分により非開示とされた部分を含めて本件公文書を見分したところ、本件公文書は、令和元年度まで運用されていた微罪処分の適用基準及び処理手続等が見直されたことに伴い、令和2年度以降適用される基準等を周知するため、実施機関から北海道内の各方面本部長、各警察署長等に発出された通達であると認められる。

当該公文書には、微罪処分の指定罪種のみならず、被疑者の属性、犯行の態様などの微罪処分の具体的な適用範囲のほか、処理手続、処理上の留意事項として、微罪処分を行うに当たり担当する警察官が考慮すべき事項や判断基準、着眼点といった具体的な捜査要領が記載されていることが認められる。

この点について、法務省が作成する犯罪白書と同様の資料を実施機関が作成しているか否かを確認するため、当審査会事務局をして調査させたところ、実施機関は、北海道内における各種犯罪の認知件数及び検挙人数等の統計値をまとめた「犯罪統計書」を毎年作成し、一般の閲覧に供しており、その中には、当該年の1月から12月までの1年間に行った微罪処分の処理人数が罪種別に記載された表があることが判明した。それに伴い、前記ウの(ウ)記載の実施機関の主張について疑義が生じたため、当審査会は、審査会条例第7条第4項の規定に基づき、北海道公安委員会に対し、令和3年8月30日付け文書により実施機関の追加の説明を書面で提出するよう要求した。

当該要求に対し、北海道公安委員会から同年9月13日付け道公委第153号により実施機関の同月10日付け補足説明書の提出があり、その内容は概ね以下のとおりであった。なお、請求人は、当該補足説明書に対する追加の意見はない旨の意思を示している。

(ア) 犯罪統計書の表に数字が記載されている罪種は、本件公文書に記載された微罪処分の指定罪種であると推測することはできるが、数字が記載されていない罪種が、微罪処分の指定罪種か否か判別することはできない。微罪処分の適用基準は、社会情勢の変化等に応じて変更される可能性があり、犯罪統計書によって本件公文書に記載された微罪処分の指定罪種の全てが明らかになるのではなく、一時期の一地域における指定罪種の一部が推測され得るにとどまるものである。

(イ) 一方、本件公文書に記録された指定罪種のみ情報であっても、開示することにより、微罪処分の指定罪種の全てが明確に特定され、微罪処分の基準の一端が明らかになることから、2項2号情報に該当するものであり、その判断は、犯罪統計書の内容を鑑みても変わらない。

前記ウ記載の実施機関の主張に照らせば、実施機関は、当該公文書に記載された情報と具体的な犯罪行為の誘発との関係を明らかにした上で、本件処分において2項2号情報に該当するとして非開示とした部分を開示すると、微罪処分の適用範囲内で犯罪に手を染める者が現れるおそれ、被疑者に逃走若しくは罪証隠滅を企てる手段を与えるおそれ等が生じるとして、治安維持又は公正な捜査に支障が生じることの具体的かつ実質的な理由を説明しているものと認められ、その判断は合理性を持つ判断として許容される限度内のものであると認められる。

また、微罪処分の指定罪種については、実施機関が説明するとおり、犯罪統計書で公表されている内容からは、その一部を推測することはできるものの、全てを判別することはできない。その上、本件公文書によれば、微罪処分の基準等が見直しは令和元年度末に行われ令和2年度当初から新たな基準が適用されることとされている一方、犯罪統計書は毎年1月から12月までの暦年の統計数値によるものであることから、犯罪統計書に記載された罪種は、必ずしもその時点における微罪処分の指定罪種と一致しているとは限らず、犯罪統計書で公表されているという事実は、微罪処分の指定罪種が2項2号情報に該当するとする実施機関の判断を否定するものにはな

らないと認められる。

したがって、本件処分において実施機関が非開示とした部分は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、2項2号情報に該当するものと判断する。

(4) 請求人のその他の主張について

請求人のその他の主張については、本件処分における条例の解釈及び適用を左右するものではないことから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和3年7月8日	○ 諮問書の受理（諮問番号 651） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し、⑧対象公文書の写し）の提出
令和3年7月13日	○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
令和3年8月27日 （第三部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和3年9月13日	○ 実施機関から、北海道情報公開・個人情報保護審査会条例第7条第4項の規定に基づき、資料の提出を依頼
令和3年10月5日 （第三部会）	○ 審議
令和3年11月17日 （第三部会）	○ 答申案骨子審議
令和3年12月20日 （第110回全体会）	○ 答申案審議
令和3年12月22日	○ 答申